

小児慢性特定疾病医療費助成 変更届・申請に係る必要書類について

届出・申請事項によって、必要書類が異なります。詳細は下記をご確認ください。

また、マイナンバーを利用することで、添付資料の一部（加入医療保険情報・課税情報等）の提出を省略することができます。詳細については、裏面「マイナンバーの利用について」をご確認ください。

提出書類

全員が提出する書類																								
☐ 小児慢性特定疾病医療費支給認定等 変更届出書兼申請書 ☐ 受給者証のコピー（表面のみ） ☐ 委任状（＊保護者（18 歳以上の場合は本人）と申請者が異なる場合に限ります。）																								
届出・申請事項		必要書類																						
①	氏名変更・住所変更 （受診者/保護者）	<氏名変更> ＊いずれか 1 つ（新・旧氏名の記載があるもの） ☐ マイナンバーカードのコピー、戸籍全部(個人)事項証明書の原本 <住所変更> ＊いずれか 1 つ（新・旧住所の記載があるもの） ☐ マイナンバーカードのコピー、住民票の原本																						
	支給認定世帯員の変更を伴う場合	下段の③支給認定世帯員の変更に必要な書類																						
②	加入医療保険の変更	☐ 資格確認書のコピー、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもののいずれか 1 つ ＊下記の要件に該当する場合に限ります。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー未提出の方</td><td>医療保険の世帯員全員分</td></tr><tr><td>マイナ保険証でない方</td><td>マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分</td></tr></table> ☐ 医療保険の所得区分に係る同意書 ＊国家・地方公務員共済組合に加入し被保険者非課税の場合に限ります。	要件	必要分	マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分	マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分																
	要件	必要分																						
マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分																							
マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分																							
	支給認定世帯員の変更を伴う場合	下段の③支給認定世帯員の変更に必要な書類																						
③	支給認定世帯員の変更	☐ 世帯全員の続柄・マイナンバー（個人番号）の表示のある住民票の原本 ※同一世帯員等以外は、窓口で直接交付を受けることができません。 ※被用者保険本人への変更の場合は提出を省略できます。 ☐ 申請者の本人確認書類のコピー ＊マイナンバーを提出する場合に限ります。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>いずれか 1 つ （写真つきの身分証明書）</td><td>マイナンバーカード（表面）・運転免許証・身体障害者手帳 等</td></tr><tr><td>2 つ必要 （写真なしの身元確認書類）</td><td>医療保険の資格確認書・介護保険証・医療受給者証・住民票 等</td></tr></table> ☐ 資格確認書のコピー、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもののいずれか 1 つ ＊下記の要件に該当する場合に限ります。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー未提出の方</td><td>医療保険の世帯員全員分</td></tr><tr><td>マイナ保険証でない方</td><td>マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分</td></tr></table> ☐ 市町村民税（非）課税証明書の原本 （4～6 月申請：前年度分、7～3 月申請：今年度分） ＊下記の要件に該当する場合に限ります。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー未提出の方</td><td>医療保険の世帯員全員分</td></tr><tr><td>市町村・県民税未申告の方</td><td>未申告の医療保険の世帯員全員分</td></tr></table> ※義務教育を修了していない世帯員分は提出不要 ☐ 非課税収入にかかる証明書類のコピー （1～6 月申請：前々年 1～12 月分、7～12 月申請：前年 1～12 月分） ＊「医療保険の世帯員全員非課税」、「保護者（18 歳以上の場合は受診者本人）の年収が 82.65 万円以下」、「非課税収入あり」のすべてにあてはまり、かつ次の要件に該当する場合に限ります。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー未提出の方</td><td>受給がある非課税収入分 ※特別児童扶養手当を除く</td></tr></table>	要件	必要分	いずれか 1 つ （写真つきの身分証明書）	マイナンバーカード（表面）・運転免許証・身体障害者手帳 等	2 つ必要 （写真なしの身元確認書類）	医療保険の資格確認書・介護保険証・医療受給者証・住民票 等	要件	必要分	マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分	マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分	要件	必要分	マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分	市町村・県民税未申告の方	未申告の医療保険の世帯員全員分	要件	必要分	マイナンバー未提出の方	受給がある非課税収入分 ※特別児童扶養手当を除く
		要件	必要分																					
いずれか 1 つ （写真つきの身分証明書）	マイナンバーカード（表面）・運転免許証・身体障害者手帳 等																							
2 つ必要 （写真なしの身元確認書類）	医療保険の資格確認書・介護保険証・医療受給者証・住民票 等																							
要件	必要分																							
マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分																							
マイナ保険証でない方	マイナ保険証でない医療保険の世帯員全員分																							
要件	必要分																							
マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分																							
市町村・県民税未申告の方	未申告の医療保険の世帯員全員分																							
要件	必要分																							
マイナンバー未提出の方	受給がある非課税収入分 ※特別児童扶養手当を除く																							

届出・申請事項		必要書類										
④	生活保護開始・廃止	<開始> □ 生活保護受給証明書の原本 □ 受給者証の原本（回収） <廃止> □ 生活保護廃止決定通知書のコピー □ 受給者証の原本（回収） □ 上段の③支給認定世帯員の変更に必要な書類										
⑤	返還（県外転出）	□ 受給者証の原本（回収）＊転出先での手続き完了後に返却願います。										
⑥	病名追加・病名変更	□ 医療意見書【新規】 ＊小児慢性特定疾病指定医が作成し、記載日が概ね 3 か月以内のもの □ 受給者証の原本（回収） ＊病名変更の場合のみ										
⑦	高額かつ長期	□ 自己負担上限額管理票のコピー または 医療費申告書（領収書/療養証明書添付）										
⑧	重症患者認定	□ 重症患者認定申告書 □ 身体障害者手帳のコピー ＊疾患を原因として身体障害者手帳 2 級以上の認定を受けている場合に限り ます。										
⑨	人工呼吸器等装着	□ 人工呼吸器等装着者証明書（※医師が作成）										
⑩	課税額の変更	□ 市町村民税（非）課税証明書の原本 （4～6 月申請：前年度、7～3 月申請：今年度） ＊下記の要件に該当する場合に限り ます。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー未提出の方</td><td>医療保険の世帯員全員分</td></tr><tr><td>市町村・県民税未申告の方</td><td>未申告の医療保険の世帯員全員分</td></tr></table> ※義務教育を修了していない世帯員分は提出不要 □ 非課税収入にかかる証明書類のコピー （1～6 月申請：前々年 1～12 月分、7～12 月申請：前年 1～12 月分） ＊「医療保険の世帯員全員非課税」、「保護者（18 歳以上の場合は受診者本人）の年収が 82.65 万円以下」、「非課税収入あり」のすべてにあてはまり、かつ次の要件に該当する場合に限り ます。 <table><tr><th>要件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー未提出の方</td><td>受給がある非課税収入分 ＊特別児童扶養手当を除く</td></tr></table>	要件	必要分	マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分	市町村・県民税未申告の方	未申告の医療保険の世帯員全員分	要件	必要分	マイナンバー未提出の方	受給がある非課税収入分 ＊特別児童扶養手当を除く
要件	必要分											
マイナンバー未提出の方	医療保険の世帯員全員分											
市町村・県民税未申告の方	未申告の医療保険の世帯員全員分											
要件	必要分											
マイナンバー未提出の方	受給がある非課税収入分 ＊特別児童扶養手当を除く											
⑪	世帯内按分 開始・解除	□ 按分相手の受給者証のコピー（表紙部分のみ）										
	支給認定世帯員の変更に伴う場合	上段の③支給認定世帯員の変更に必要な書類										

マイナンバーの利用について



- ・マイナンバーを利用することで、課税証明書等の添付書類を省略することができます。
- ・マイナンバー情報連携により情報が取得できなかった場合は、追加の書類をご提出いただく場合があります。
- ・愛媛県が情報照会を実施した履歴（照会先機関、事務手続きの内容等）は、マイナポータルの「やりとり履歴」から閲覧可能です。受診者以外の医療保険の世帯員（支給認定基準世帯員）の方について、情報照会を実施した場合は、その世帯員の方のマイナポータルの「やりとり履歴」からも閲覧可能となりますのでご留意ください。
- ・マイナンバーを記載しなくても、医療費助成の申請手続きを行うことは可能です。ただし、マイナンバー法に定められた、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）のため、市区町村等から情報提供を求められたときに、県が回答することが義務づけられており、申請者の方のマイナンバーを登録する必要があります。そのため、マイナンバーのご提出がない場合には、マイナンバー法第 14 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行います。
- ・添付書類の不足等があった場合は、マイナンバー情報連携により情報を取得することがありますので、あらかじめご了承ください。

そのほか

- ・医療費助成についての詳細や必要様式については愛媛県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/17758.html>

愛媛県 小児慢性

